

## ○食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例（平成 12 年京都府条例第 5 号）

### （趣旨）

第 1 条 この条例は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「令」という。）の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置の基準等を定めるものとする。

### （食品衛生検査施設の基準）

第 2 条 令第 8 条第 1 項に規定する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室その他の検査又は試験のために必要な施設を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。
- (3) 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

### （公衆衛生上必要な措置の基準）

第 3 条 法第 51 条第 1 項第 2 号に規定する小規模な営業者その他の政令で定める営業者は、規則で定める公衆衛生上必要な措置の基準を遵守するよう努めるものとする。

### （飲食店営業等の施設の基準）

第 4 条 法第 54 条に規定する政令で定めるものの施設の基準は、次に掲げる事項について規則で定めるものとする。

- (1) 令第 35 条各号に掲げる営業（同条第 2 号及び第 6 号に掲げる営業を除く。）に共通する事項
- (2) 令第 35 条各号に掲げる営業ごとの事項
- (3) 法第 13 条第 1 項の規定により定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る事項

2 知事は、公衆衛生上支障がないと認めるものについて、前項の基準を緩和することができる。

### （手数料）

第 5 条 法第 48 条第 6 項第 3 号の規定による養成施設の登録を受けようとする者は、1 件につき 15 万 3,000 円の養成施設登録手数料を納付しなければならない。

2 法第 48 条第 6 項第 4 号の規定による講習会の登録を受けようとする者は、1 件につき 9 万 1,800 円の講習会登録手数料を納付しなければならない。

3 法第 55 条第 1 項の規定による営業の許可を申請しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 営業許可申請手数料 2 万 1,420 円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 営業許可更新申請手数料 1 万 6,110 円を超えない範囲内において規則で定める額

4 知事は、大規模な災害の被災者を支援するため、知事が別に定める理由があると認めるときは、前項各号に掲げる手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則（令和3年条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。